

岡山県農業改良資金事務取扱要領

平成28年3月23日付組第333号
農 林 水 産 部 長 通 知

第1 趣旨

岡山県における農業改良資金制度の運営及び事務取扱いについては、次の各号に掲げるものによるほか、この要領によるものとする。

- (1) 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）
- (2) 農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）
- (3) 農業改良資金制度の運用について（平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知。以下「運用通知」という）
- (4) 岡山県農業経営改善関係融資制度資金基本要綱（平成14年10月1日付け組第310号農林水産部長通知。以下「県要綱」という。）

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業改良資金 法第2条に規定する資金をいう。
- (2) 融資機関 貸付に必要な資金の全部を借り受けて、農業改良資金の貸付を行う農業協同組合及び銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫をいう。
- (3) 公庫 株式会社 日本政策金融公庫をいう。

第3 貸付資格の認定

- 1 県民局長は、法第6条の規定により農業改良資金貸付資格認定申請書（要綱様式1及び6。以下「申請書」という。）が、公庫又は融資機関（以下「公庫等」という。）から送付（要綱様式4）されたときは、当該申込みに係る書類の審査を行うものとする。

この場合、農業普及指導センター所長に申請書の写しを送付して、貸付資格（農業改良措置）の認定の適否について意見照会することとし、農業普及指導センター所長は、融資審査等総括表（県要綱様式3号）に意見を付して県民局長に提出することとする。

- 2 県民局長は、農業普及指導センター所長の意見を勘案し、運用通知に留意して農業改良措置の認定の可否を審査決定するものとする。
- 3 県民局長は、審査結果に基づき農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（要綱様式3）に融資審査等総括表を添えて、審査結果の通知（要綱様式5）を公庫等へ行う。

- 4 県民局長は、申請書を受理してから2週間以内に審査結果を通知するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- 5 県民局長は、貸付資格の認定にあたって必要と認めるときは、借入希望者又は公庫等に対し、当該貸付に関する資料を求めることができる。
- 6 県民局長は、農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（要綱様式3）の写しを農林水産部組合指導課長へ速やかに送付するものとする。

第4 その他

その他必要な案件についてはその都度協議の上処理することとする。

附 則（平成28年3月23日組第333号）

- 1 この要領は平成28年3月23日から施行する。
- 2 この要領の施行前において、この要領による改正前の岡山県農業改良資金事務取扱要領に基づき貸付けを決定した貸付金に係る、繰上償還、支払猶予、償還方法の変更、貸付条件の変更、借用証書の辺戻等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日組第31号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。